

平成18年1月5日
17契（通達）第9号
（改正）平成18年3月31日
17契（通達）第12号
（改正）平成18年12月5日
18契（通達）第3号
（改正）平成22年7月1日
22契（通達）第3号
（改正）平成24年2月1日
23契（通達）第7号
（改正）平成24年3月30日
23契（通達）第8号
（改正）平成26年3月5日
25契（通達）第4号
（改正）平成27年3月19日
26契（通達）第11号
（改正）令和元年11月29日
令01契（通達）第7号
（改正）令和2年4月9日
令02契（通達）第1号

○契約に係る指名停止等の措置要領について

（目的）

第1条 この通達は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）が発注する契約に関し、指名停止等の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第1条の2 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有資格者 機構の競争参加者資格審査により認定を受けた者、文部科学省が定める建設工事及び設計・コンサルティング業務の一般競争参加資格者名簿に登録された者及び全省庁統一資格の資格審査により格付けされた者をいう。
- (2) 指名停止 一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における有資格者選定の停止をいう。
- (3) 契約 物品の購入、製造及び役務、不動産の売買、請負工事等の契約をいう。

(指名停止)

第2条 契約部長は、有資格者が別表第1及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号及びこの通達に定めるところにより別表第3に掲げる区域(以下「区域」という。)及び期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。ただし、機構の組織が置かれていない区域については、この限りでない。

- 2 契約部長が指名停止を行ったときは、契約事務規程(17(規程)第70号)第3条に規定する契約を担当する者(以下「契約を担当する者」という。)は、競争入札に際し、当該指名停止に係る有資格者を参加させてはならない。指名競争入札により、当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 契約部長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止期間の範囲内で情状に応じて区域及び期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

- 2 契約部長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員(明らかに指名停止について責めを負わないと認められるものを除く。)について、当該共同企業体の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 3 契約部長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止期間の範囲内で情状に応じて区域及び期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止期間の特例)

第4条 有資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の指名停止期間が1か月に満たないときは、1.5倍、別表第2第11号の措置要件に該当することとなったときは、2.5倍)の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号若しくは第2号又は第3号から第7号までの措置要件に係る指名停止期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号若しくは第2号又は第3号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場

合を除く。)

- 3 契約部長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 契約部長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月）まで延長することができる。
- 5 契約部長は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第2第11号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。
- 6 契約部長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

- 第5条 契約部長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。
- (1) 談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第3号、第5号又は第7号に該当したとき。
 - (2) 別表第2第4号から第11号までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
(前号に掲げる場合を除く。)
 - (3) 別表第2第3号、第4号又は第7号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき。（前2号に掲げる場合を除く。）
 - (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の更生を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与

行為に関し、別表第2第3号、第4号又は第7号に該当する有資格者の悪質な事由があるとき。(第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。)

(5) 機構の役職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該役職員の容疑に関し、別表第2第5号から第7号までに該当する有資格者に悪質な事由があるとき。(第1号の規定に該当することとなった場合は除く。)

(指名停止の措置対象区域の特例)

第6条 契約部長は、有資格者が別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当する場合において当該有資格者の安全管理の措置の不適切な程度を勘案し、区域の一部を限定して指名停止を行うことができる。

2 契約部長は、別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当し指名停止の期間中の有資格者について、安全管理の措置に関し勘案すべき特別の事由が明らかとなったときは、当該有資格者について指名停止の措置対象区域を変更することができる。

(有資格者への指名停止の通知)

第7条 契約部長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止期間を変更し、若しくは第6条第2項の規定により指名停止の措置対象区域を変更し、又は第4条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なくそれぞれ書面をもって通知するものとする。

2 前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が機構の発注した契約に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 契約を担当する者は、指名停止の期間中の有資格者については、随意契約の相手方としないものとする。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ契約部長の承認を受けたときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第9条 契約を担当する者は、指名停止期間中の有資格者が機構の契約に係る下請となることを認めないものとする。

ただし、当該有資格者が指名停止の期間の開始前に下請となっている場合は、この限りでないものとする。また、やむを得ない事由があり、あらかじめ契約部長の承認を受けたときは、この限りでない。

(契約を担当する者への指名停止の通知)

第10条 契約部長は、第2条第1項若しくは第3条各号の規定により指名停止を行い、

第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは第6条第2項の規定により指名停止の措置対象区域を変更し、又は第4条第6項の規定により指名停止を解除したときは、契約を担当する者に通知するものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第11条 契約部長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面による警告を行うことができる。

2 契約部長は、前項に定める警告を2回以上行ったときは、当該有資格者に対し、別表第2第10号に準じた指名停止を行うことができる。

(指名停止の公表)

第12条 契約部長は、第2条第1項又は第3条各項の規定により指名停止を行ったとき、第4条第5項の規定により指名停止期間を変更したとき又は第6条第2項の規定により指名停止の措置対象区域を変更したときは、当該指名停止措置に係る有資格者名、事案の概要及び行われた措置の内容について、機構ホームページにて公表するものとする。

2 契約部長は、第4条第6項の規定により指名停止を解除したときは、その旨を機構ホームページにて公表するものとする。

(雑則)

第13条 この通達に定めるもののほか、文部科学省所管における建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領又は物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に基づき、又はその他の手続により競争参加について指名停止措置等を講じられた場合には、当該措置に準じた扱いを行うものとする。この場合、第7条に規定する書面による指名停止の通知は行わず、機構ホームページでの公表をもって通知とすることができる。

附 則

この契約部通達は、平成18年1月5日から施行する。

附 則（平成18年3月31日 17契（通達）第12号）

この通達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月5日 18契（通達）第3号）

この通達は、平成18年12月6日から施行する。

附 則（平成22年7月1日 22契（通達）第3号）

この通達は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成24年2月1日 23契（通達）第7号）

この通達は、平成24年2月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日 23契（通達）第8号）

1 この通達は、平成24年4月1日から施行する。

2 この通達の施行の際、現に文部科学省所管における建設工事の請負契約に係る指名停

止等の措置要領又は物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領により取引停止を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月5日 25契（通達）第4号）

1 この通達は、平成26年4月1日から施行する。

2 附 則（平成24年3月30日 23契（通達）第8号）第2項中「指名停止等」を「競争参加者資格停止等」に改める。

附 則（平成27年3月19日 26契（通達）第11号）

この通達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月29日 令01契（通達）第7号）

この通達は、令和元年11月29日から施行する。

附 則（令和2年4月9日 令02契（通達）第1号）

この通達は、令和2年4月9日から施行する。

別表第1

事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	区 域	期 間
(虚偽記載) 1 機構の発注する契約に係る競争参加者資格確認申請書、競争参加者資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	全区域	当該認定をした日から 1か月以上 6か月以内
(過失による粗雑な契約の履行) 2 機構と締結した契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。	全区域	当該認定をした日から 1か月以上 6か月以内
3 他の公共機関等における契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該区域	当該認定をした日から 1か月以上 3か月以内
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、機構発注契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	全区域	当該認定をした日から 2週間以上 4か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 機構発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	全区域	当該認定をした日から 1か月以上 6か月以内
6 他の公共機関等における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該区域	当該認定をした日から 1か月以上 3か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故) 7 機構発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	全区域	当該認定をした日から 2週間以上 4か月以内
8 他の公共機関等における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該区域	当該認定をした日から 2週間以上 2か月以内

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	区 域	期 間
(贈賄)		
1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が、機構の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。		逮捕又は公訴を知った日から
イ 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）	全区域	4か月以上 12か月以内
ロ 有資格者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	当該区域	3か月以上 9か月以内
	当該区域 以外の区 域	2か月以上 6か月以内
ハ 有資格者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	当該区域	2か月以上 6か月以内
	当該区域 以外の区 域	1か月以上 3か月以内
2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が、他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。		逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	全区域	3か月以上 9か月以内
ロ 一般役員等	当該区域	2か月以上 6か月以内
	当該区域 以外の区 域	1か月以上 3か月以内
ハ 使用人	当該区域	1か月以上 3か月以内
(独占禁止法違反行為)		
3 機構と締結した契約において、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。（第7号に掲げる場合を除く。）	当該区域	当該認定を した日から 3か月以上 12か月以内

措 置 要 件	区 域	期 間
4 他の公共機関の契約に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。(第7号に掲げる場合を除く。)	当該区域 以外の区 域	2か月以上 9か月以内
	当該区域	刑事告発を 知った日か ら 2か月以上 9か月以内
(競売入札妨害又は談合)	当該区域 以外の区 域	1か月以上 9か月以内
5 次のイ又はロに掲げる者が機構と締結した契約において、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(第7号に掲げる場合を除く。)		逮捕又は公 訴を知った 日から
イ 代表役員等	全区域	4か月以上 12か月以内
ロ 一般役員等又は使用人	当該区域	3か月以上 12か月以内
	当該区域 以外の区 域	2か月以上 12か月以内
6 次のイ又はロに掲げる者が他の公共機関の契約に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(第7号に掲げる場合を除く。)		逮捕又は公 訴を知った 日から
イ 代表役員等	全区域	3か月以上 12か月以内
ロ 一般役員等又は使用人	当該区域	2か月以上 12か月以内
	当該区域 以外の区 域	1か月以上 12か月以内
(重大な独占禁止法違反行為等)	全区域	逮捕又は公 訴を知った 日から 6か月以上 36か月以内
7 機構と締結した契約において、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき。(当該契約に政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用を受けるものが含まれる場合に限る。)		

措 置 要 件	区 域	期 間
<p>イ 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。(代表役員等又は一般役員等若しくは使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。)</p> <p>ロ 代表役員等又は一般役員等若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>		
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>8 他の公共機関の工事において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	当該区域	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
<p>9 機構と締結した工事の請負契約において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	当該区域	当該認定をした日から2か月以上9か月以内
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	当該区域 以外の区域	1か月以上9か月以内
<p>11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	機構との契約のとき 全区域 他の公共機関との契約のとき 当該区域	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

別表第3

指名停止措置における区域

区域名	該当する都道府県名
北海道地区	北海道
東北地区	青森県 岩手県 秋田県 宮城県 山形県 福島県
関東・甲信越地区	群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 東京都 千葉県 神奈川県 山梨県 長野県 新潟県
東海・北陸地区	富山県 石川県 福井県 静岡県 愛知県 岐阜県 三重県
近畿地区	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山
中国地区	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国地区	香川県 徳島県 愛媛県 高知県
九州・沖縄地区	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県